



# 島根県報

令和3年3月31日（水）

号外第34号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則 (労働委員会) 2

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（規則第41号）

#### 1 規則の概要

- (1) 職務に係る規定の整備（第4条関係）
- (2) 専決事項に係る規定の整備（第5条―第8条・第10条関係）
- (3) 代決に係る規定の整備（第9条関係）
- (4) その他規定の整理

#### 2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第41号

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「島根県労働委員会」の次に「（第4条第3項及び第11条第1項において「委員会」という。）」を加える。

第4条第3項を次のように改める。

3 事務局長は、委員会及び委員会会長（以下この項及び第8条において「会長」という。）の権限に属する事務にあつては会長の命を受け、知事の権限に属する事務にあつては知事の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第5項中「を受け」の次に「、事務局の事務のうち」を加え、同条第6項中「、主幹及び企画員」を削り、「を受け」の次に「、課の事務のうち」を加え、同条第7項中「を処理する」を「に従事する」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 主幹及び企画員は、上司の命を受け、特定の事務に従事する。

第5条を次のように改める。

（事務局長の専決事項）

**第5条** 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局長及び課長（以下「事務局長等」という。）の旅行を命令し、及び復命を受けること。
- (2) 事務局長等の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認すること。
- (3) 事務局長等の休日及び時間外の勤務を命令し、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。
- (4) 重要な通知、報告、照会、回答等を行うこと。
- (5) 重要な届出書、報告書等を受理すること。
- (6) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の規定に基づく公文書の公開等の決定に関すること。
- (7) 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の規定に基づく個人情報の開示等の決定に関すること。
- (8) 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）の規定に基づく公文書の管理に関すること。

第10条を第12条とし、第9条第1項中「（平成23年島根県条例第3号）」を削り、「労働委員会」を「委員会」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

(企画幹の専決事項の特例)

**第10条** 第7条の規定により専決することができる企画幹が不在のときは、課長が決裁するものとする。

第8条第1項中「ときは、」の次に「調整監が掌理する事務にあつては当該調整監が、その他の事務にあつては」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 課長が不在のときは、企画幹がその事務を代決することができる。

第8条を第9条とし、第7条中「労働委員会会長（課長）」を「会長（課長及び企画幹）」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「課長」を「企画幹」に改め、同条第2号中「通達、」及び「、進達」を削り、同条に次の3号を加える。

(7) 職員（事務局長等及び調整監等を除く。次号及び第9号において同じ。）の旅行を命令し、及び復命を受けること。

(8) 職員の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振り（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び会計年度任用職員に係るものに限る。）をし、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。

(9) 職員の休日及び時間外の勤務を命令し、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(課長の専決事項)

**第6条** 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 所属職員の配置及び事務分担を定めること。

(2) 調整監及び企画幹（以下「調整監等」という。）の旅行を命令し、及び復命を受けること。

(3) 調整監等の休暇を承認し、欠勤届を受理し、職務に専念する義務を免除し、勤務時間の割振りを変更し、部分休業を承認し、又は特別の勤務に従事する企画幹の週休日及び勤務時間の割振りを行うこと。

(4) 調整監等の休日及び時間外の勤務を命令し、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定すること。

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条第8号において「会計年度任用職員」という。）を任用すること。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。